

いじめ問題等への取組みについてのチェックポイント30

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、人間性を無視した卑劣極まりない行為です。いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであることを十分に認識した上で、未然防止、早期発見・早期対応に努めなければなりません。

このチェックポイントは、いじめ問題等に関する取組みの充実のために、具体的に点検すべき項目を示したものです。各校は、改めて取組みの点検を行い、校長をはじめすべての教職員が、児童生徒一人一人に寄り添い、『いじめを受けている児童生徒を守りきる』ことを徹底します。

【指導体制】

番号	
1	いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心とした体制を確立して実践に当たっているか。
2	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図っているか。
3	校内で教職員を対象として、いじめ問題について研修会を行っているか。
4	指導上配慮を要する児童生徒の進級、進学又は転学等に際して、学校間、教職員間での引き継ぎを行っているか。
5	学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。
6	いじめを把握したとき、教育委員会と連携をしているか。

【教育指導】

7	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。
8	学校全体として、校長をはじめ教職員がそれぞれの指導場面においていじめ問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。
9	道徳や学級(ホームルーム)活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。
10	学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめ問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。
11	児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。
12	教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。
13	いじめを行う児童生徒に対しては、状況に応じて、特別な指導を行っているか。
14	犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応しているか。
15	いじめを受けている児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。
16	いじめが一定の解消をした場合でも、再発する可能性があるという認識を持ち、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。

【早期発見・早期対応】

17	教職員は、日常の教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
18	積極的に児童生徒の学校生活での不安や悩みを把握するとともに、いじめの兆候を早期に把握するため、「いじめに特化したアンケート」を実施しているか。
19	「アンケート調査」に基づき、少なくとも学期1回、全児童生徒を対象にした面談を実施しているか。
20	いじめの把握に当たっては、養護教諭やスクールカウンセラーなどと連携に努めているか。
21	校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。
22	いじめを発見した者だけで抱え込むことなく、速やかに共有し、組織的な対応を図っているか。
23	いじめを把握したとき、速やかに保護者と連携しているか。
24	保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、的確に対応しているか。

【家庭・地域社会との連携】

25	学校以外の相談窓口（福山市研修センター、広島県教育委員会福山分室こころの相談室、広島県東部こども家庭センター等）について、周知や広報の徹底が行われているか。
26	いじめや暴力行為等に関するきまり等を明確にしたものを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るよう努めているか。
27	家庭や地域に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
28	いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。
29	警察との円滑な連携や情報共有のために学校の窓口を明らかにし、警察側の担当窓口についても承知しているか。

【面接の実施日】

30		1学期	2学期	3学期
	実施(予定)日	6月14日～6月25日	11月1日～11月13日	1月31日～2月10日